

令和 8 年度 仕 様 書

委 託 名	農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ施設維持管理業務委託										
委 託 場 所	川越市大字鴨田1487番地1ほか20箇所										
委 託 大 要	委託大要 <table><tr><td>鴨田農業集落排水処理施設維持管理</td><td>一式</td></tr><tr><td>石田本郷農業集落排水処理施設維持管理</td><td>一式</td></tr><tr><td>マンホールポンプ施設維持管理</td><td>19箇所</td></tr><tr><td>水質分析</td><td>一式</td></tr><tr><td>管路及びマンホールポンプ清掃</td><td>一式</td></tr></table> 委託期間 令和8年10月1日から令和9年9月30日まで(1年・12箇月) (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)	鴨田農業集落排水処理施設維持管理	一式	石田本郷農業集落排水処理施設維持管理	一式	マンホールポンプ施設維持管理	19箇所	水質分析	一式	管路及びマンホールポンプ清掃	一式
鴨田農業集落排水処理施設維持管理	一式										
石田本郷農業集落排水処理施設維持管理	一式										
マンホールポンプ施設維持管理	19箇所										
水質分析	一式										
管路及びマンホールポンプ清掃	一式										

案 内 図



石田本郷中継6号ポンプ

石田本郷中継7号ポンプ

石田本郷中継8号ポンプ

石田本郷中継9号ポンプ

石田本郷中継10号ポンプ

石田本郷中継11号ポンプ

石田本郷中継4号ポンプ

石田本郷中継1号ポンプ

石田本郷中継2号ポンプ

石田本郷中継5号ポンプ

石田本郷中継3号ポンプ

石田本郷農業集落排水処理施設

鴨田中継1号ポンプ

鴨田中継3号ポンプ

鴨田中継4号ポンプ

鴨田中継5号ポンプ

鴨田中継2号ポンプ

鴨田中継6号ポンプ

鴨田中継7号ポンプ

鴨田農業集落排水処理施設

鴨田中継8号ポンプ

鴨田農業集落排水処理施設

- 第1中継ポンプ場
- 第2中継ポンプ場
- 第3中継ポンプ場
- 第4中継ポンプ場
- 第5中継ポンプ場
- 第6中継ポンプ場
- 第7中継ポンプ場
- 第8中継ポンプ場

川越市大字鴨田1487-1

- 鴨田189-2地先
- 鴨田558地先
- 鴨田734-1地先
- 鴨田812-2地先
- 鴨田889地先
- 石田本郷1144-1地先
- 古谷上2415-2地先
- 鴨田1600地先

石田本郷農業集落排水処理施設

- 第1中継ポンプ場
- 第2中継ポンプ場
- 第3中継ポンプ場
- 第4中継ポンプ場
- 第5中継ポンプ場
- 第6中継ポンプ場
- 第7中継ポンプ場
- 第8中継ポンプ場
- 第9中継ポンプ場
- 第10中継ポンプ場
- 第11中継ポンプ場

川越市大字石田本郷340-1

- 鹿飼430-1地先
- 鹿飼484-8地先
- 石田本郷819-3地先
- 石田本郷588-2地先
- 石田本郷508地先
- 菅間793地先
- 菅間743-20地先
- 菅間699地先
- 菅間1170-1地先
- 菅間1174-1地先
- 石田本郷636-6地先

本 委 託 内 訳 表

工 種	種 別	細 別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本 委 託 費								
	鴨田農業 集落排水 処理施設 維持管理			1	式			
		施 設 保 守 点 検		1	式			内訳書第 1 号のとおり
		全窒素・全 リン・COD 計 点 検		1	式			内訳書第 2 号のとおり
		年 次 点 検		1	式			内訳書第 4 号のとおり
	石田本郷農 業集落排水 処理施設 維持管理			1	式			
		施 設 保 守 点 検		1	式			内訳書第 5 号のとおり
		全窒素・全 リン・COD 計 点 検		1	式			内訳書第 3 号のとおり
		年 次 点 検		1	式			内訳書第 4 号のとおり
	マンホール ポンプ施設 維持管理			1	式			
		中 継 マン ホールポン プ 点 検		12	回			内訳書第 6 号のとおり
	水質分析			1	式			
		水 質 分 析		1	式			内訳書第 7 号のとおり
	管路及び マンホール ポンプ清掃			1	式			
		管 路 清 掃		6,222	m			内訳書第 8 号のとおり
		マンホール ポンプ清掃		6	箇所			内訳書第 9 号のとおり

本 委 託 内 訳 表

工 種	種 別	細 別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	直 接 経 費			1	式			
		事 務 通 信 費		12	月			内訳書第 10 号のとおり
		巡 回 車 両		104	回			内訳書第 11 号のとおり
		消 耗 品		1	式			内訳書第 12 号のとおり
直接委託費				1	式			
間接委託費				1	式			
委 託 原 価				1	式			
	諸 経 費			1	式			
委 託 価 格				1	式			(12箇月)
	消 費 税 等 相 当 額			1	式			(12箇月)
委託費合計				1	式			(12箇月)
委 託 価 格				1	式			(月額)
	消 費 税 等 相 当 額			1	式			(月額)
委託費合計				1	式			(月額)

第 1 号 内 訳 書		施 設 保 守 点 検				1 式
区 分	工 種 種 別 細 別・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
精密点検	鴨田:1回/週		回			
		52				
確認点検	鴨田:1回/週		回			
		52				
し渣点検・除去	鴨田:1回/週		回			
		52				
薬品等施設に係る 消 耗 品 の 受 入			式			
		1				
計						

第 2 号 内 訳 書		全窒素・全リン・COD計点検				1 式
区 分	工 種 種 別 細 別・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調整済試薬キット	鴨田2ヶ月毎		組			
		6				
窒素スパン液	鴨田		式			
		1				
リンスパン液	鴨田		式			
		1				
CODスパン液	鴨田		式			
		1				
交換部品	鴨田:通常部品+4年交換部品		式			
		1				
廃液処分費	鴨田		回			
		12				
月次保守点検費	鴨田		回			
		12				
全窒素・全リン・ COD計定期点検費	鴨田		式			
		1				
計						

区 分	工 種	種 別	細 別・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調整済試薬キット		石田本郷2ヶ月毎		6	組			
窒素スパン液		石田本郷		1	式			
リンスパン液		石田本郷		1	式			
CODスパン液		石田本郷		1	式			
交換部品		石田本郷:通常部品+3年交換部品		1	式			
廃液処分費		石田本郷		12	回			
月次保守点検費		石田本郷		12	回			
全窒素・全リン・ COD計定期点検費		石田本郷		1	式			
計								

第 4 号 内 訳 書				年 次 点 検			1 式	
区 分 工 種 種 別 細 別 ・ 規 格		数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
点検費	ポンプ引き上げ、点検、オイル交換			人工				
交通誘導警備員				人工				
トラッククレーン賃料	油圧伸縮ジブ型4.9t吊			日				
潤滑油類	オイル、グリス等			式				
		1						
測定器具消耗品等				式				
		1						
計								

第 5 号 内 訳 書				施 設 保 守 点 検			1 式
区 分 工 種 種 別 細 別 ・ 規 格		数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
精密点検	石田本郷:1回／週		52	回			
確認点検	石田本郷:1回／週		52	回			
薬品等施設に係る 消耗品の受入			1	式			
計							

第 6 号 内 訳 書		中継マンホールポンプ点検				1 回
区 分	工 種 種 別 細 別・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
中継マンホールポンプ点検	鴨田8箇所 石田本郷11箇所		回			
		1				動作点検、通信機器点検、ポンプ作動点検、その他清掃
計						

第 7 号 内 訳 書		水質分析				1 式
区 分	工 種 種 別 細 別・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
水質分析			式			
		1				代価表第 1 号のとおり
計						

第 8 号 内 訳 書		管路清掃 (土砂堆積5%以上10%未満)				525 m
区 分	工 種 種 別 細 別・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高压洗浄車運転工			日			
						代価表第 2 号のとおり
給水車運転工			日			
						代価表第 3 号のとおり
交通誘導警備員			人工			
計			m			
		(1		当り		)

第 9 号 内 訳 書				マンホールポンプ清掃			1 箇所		
区 分	工 種	種 別	細 別・規 格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
高圧洗浄車運転工						日			代価表第 2 号のとおり
給水車運転工						日			代価表第 3 号のとおり
交通誘導警備員						人工			
計									

第10号 内 訳 書				事務通信費			1 月		
区 分	工 種	種 別	細 別・規 格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
事務通信費		パソコン使用料、電話・携帯電話使用料			月				
			1						
計									

第11号 内 訳 書				巡回車両			1 回		
区 分	工 種	種 別	細 別・規 格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
巡回車両		ライトバン1,500cc			回				
			1						
計									

第12号 内 訳 書				消耗品			1 式		
区 分	工 種	種 別	細 別・規 格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
消耗品					1	式			
								代価表第 4 号のとおり	
計									

第 1 号			代 価 表			水 質 分 析			1 式		
区 分	工 種	種 別	細 別 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要			
水素イオン濃度 (pH)					回						
				24							
生物化学的酸素要求量 (BOD)					回						
				24							
化学的酸素要求量 (COD)					回						
				24							
浮遊物質量 (SS)					回						
				24							
大腸菌数					回						
				12							
全窒素 (T-N)	窒素含有量				回						
				24							
全燐 (T-P)	燐含有量				回						
				24							
油分	ノルマルヘキサン抽出物質 含有量				回						
				24							
チウラム					回						
				12							
シマジン					回						
				12							
チオベンカルブ	ベンチオカーブ				回						
				12							
試料採取料					回						
				24							
計											

第 2 号 代 価 表 高压洗浄車運転工 1 日								
区 分 工 種 種 別 細 別 ・ 規 格				数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
軽油	1. 2号				L			
清掃技師					人			
清掃作業員					人			
運転手(特殊)					人			
高压洗浄車損料					hr			
計								

第 3 号 代 価 表				給水車運転工			1 日	
区 分	工 種	種 別	細 別 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
軽油	1. 2号				L			
運転手(一般)					人			
給水車損料					hr			
計								

第 4 号			代 価 表			消耗品			1 式			
区 分		工 種		種 別		細 別 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
水質測定器具他									式			
								1				
電気測定器具									式			
								1				
作業用具									式			
								1				
オイル・グリース									式			
								1				
測定器具消耗品									式			
								1				
計												

農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ施設維持管理業務委託

特記仕様書

1 目的

本委託は、浄化槽法に基づき、鴨田農業集落排水処理施設及び石田本郷農業集落排水処理施設の保守点検を行う。また、付帯する機器と管路施設、マンホールポンプの管理を行う。

2 委託期間

令和8年10月1日 ～ 令和9年9月30日
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

3 委託場所

名 称	所 在 地
鴨田農業集落排水処理施設	川越市大字鴨田 1487-1 ほか 8 箇所
石田本郷農業集落排水処理施設	川越市大字石田本郷 340-1 ほか 11 箇所

4 処理施設の概要

各処理施設の概要は下記のとおりである。

(1) 鴨田農業集落排水処理施設

処理方式 D0 制御連続流入間欠ばっ気方式
(日本農業集落排水協会XIV-H型)
供用開始 平成18年4月1日
計画処理人口 2,070人
計画汚水量 559 m³/日
その他 マンホールポンプ(中継施設) 8箇所

(2) 石田本郷農業集落排水処理施設

処理方式 D0 制御連続流入間欠ばっ気方式
(日本農業集落排水協会XIV-H型)
供用開始 平成24年4月1日
計画処理人口 1,780人
計画汚水量 481 m³/日
その他 マンホールポンプ(中継施設) 11箇所

5 業務実施日

発注者及び受注者で事前に日程調整のうえ、工程表に基づき業務を遂行するも

のとする。

連絡方法については、メールもしくはFAXで行う。なお、緊急の場合は電話連絡も可能とする。

6 法律・規則等の遵守

受注者は、本市の契約諸規則に従うとともに、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- (1) 浄化槽法
- (2) 水質汚濁防止法
- (3) 埼玉県生活環境保全条例
- (4) その他関連法規

7 書類の提出

1) 受注者は、この業務の着手にあたり次の書類を提出すること。

- (1) 管理技術者等通知書
- (2) 委託業務実施計画書
- (3) 履行計画書
- (4) 勤務体制表（常時）
- (5) 連絡体制表（緊急時）
- (6) 浄化槽技術管理者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者資格証写し
- (7) その他監督員が指示するもの

2) 受注者は、この業務が完了したときは、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 委託業務実施報告書
- (2) 処理施設管理点検報告書
(全窒素・全リン・COD計点検報告書、中継ポンプ点検報告書、計量証明書、汚濁負荷測定結果報告書等を含む)
なお、汚濁負荷測定結果報告書はExcelデータで提出する。
- (3) 年次点検報告書（年次点検完了後）
ポンプの羽根車の現状、オイル（廃油）の状況、作業後の状態を撮影した写真を添付する。
- (4) 管路清掃及びマンホールポンプ清掃報告書（清掃完了後）
作業中、作業後及び管内の堆積物を撮影した写真を添付する。
- (5) 対応報告書（水質異常時等）
異常の状況、対応状況、今後の対応を記す。
- (6) その他監督員が指示するもの

8 現場体制

受注者は、契約時に川越市浄化槽保守点検業者に登録されていること。

受注者は、浄化槽技術管理者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有

する者を管理技術者とし、契約後速やかに管理技術者等通知書を提出しなければならない。

また、濃縮汚泥の搬出、水質分析検体の採取、機器の修繕・工事等、電気設備保守の年次点検については、立会うこと。その他、浄化槽法 11 条に基づく法定検査についても立会うこと。

9 工程管理

受注者は、あらかじめ提出した委託業務実施計画書に従い、工程管理を適正に行うこと。

また、作業は原則、平日 8 時半から 17 時に行うこと。ただし、作業の都合上、土曜日、日曜日、休日又は夜間の作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

10 維持管理基本条件（巡回管理）

維持管理のための巡回管理数は週 1 回以上とする。受注者は処理施設管理点検報告書を作成し、月に 1 回以上、発注者に報告するとともに、自らも 3 年間以上保管しなければならない。また、スクリーンユニットのし渣の除去作業は必要に応じて巡回管理日の他に週 1 回以上行うものとする。また、点検時に施設の異常を発見したときは、その旨を管理点検報告書に記載するとともに速やかに故障報告書を作成し、監督員に報告すること。故障報告書においては、自由書式とし、出来る限り詳細（型式、図面、調査内容、故障原因等）に記載し、写真を添付すること。

(1) 処理施設棟等清掃業務

- 1) ポンプ場等の施設を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保すること。
- 2) 受注者は、発注者の業務及び第三者に対し、支障を与えないように注意すること。
- 3) 高所にて清掃作業に従事する場合は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。
- 4) 受注者は、その結果について報告書に記載すること。また、処理施設管理室及び処理施設内の清掃は定期的に行い、清潔に保つこと。
- 5) 処理場施設・ポンプ場周辺等施設内の除草、剪定は適宜行うこと。

11 維持管理基本条件（機器点検保守）

処理施設の正常な機能を維持し、良好な水質を得るために、週 1 回、別紙 1 の項目について、点検、管理を行う。受注者は、故障、異常を発見したときは、適切な処置を行うとともに、速やかに発注者に報告して故障報告書の作成等の対応指示を受けなければならない。また、全窒素・全リン・COD 計等の定期的な点検と部品交換を行う。

月 1 回、ポンプ類の機器等について、別紙 2 の項目の確認点検を行う。

また、年 1 回、下記のポンプ等について、引き上げ、清掃、潤滑油の点検交換を行う。

(1) 引き上げを行うポンプ等（鴨田農業集落排水処理施設）

流入ポンプ 2 台、流量調整ポンプ 2 台、水中攪拌機 1 台、
曝気攪拌装置 1 台、散水ポンプ 1 台、放流ポンプ 2 台、
中継ポンプ 16 台（8 箇所）

(2) 引き上げを行うポンプ等（石田本郷農業集落排水処理施設）

流量調整ポンプ 2 台、水中攪拌機 1 台、曝気攪拌装置 2 台、
散水ポンプ 1 台、放流ポンプ 2 台、中継ポンプ 22 台（11 箇所）

また、処理場内の槽の全ての蓋は年 1 回以上開け、管の接続部や弁などから液漏れ等がないかを確認し、異常を発見したときは、速やかに監督員に報告すること。

なお、中継ポンプ場の作業においては、作業を実施するうえで必要に応じ、道路使用、作業中の道路交通について、関係官公署に届出て、許可を受けなければならない。

1.2 維持管理基本条件（水質検査）

処理水と流入水について採水を行い、2 箇月に 1 回、下記の項目の水質検査を行い、処理性能を確認するとともに、発注者に計量証明書を提出して報告する。

なお、処理施設を適切に運転するために行う水質検査及び異常発生時に行う水質検査は、この検査に含まない。

受注者は、水質検査の計量証明書が発行され次第、発注者に提出する。また、故障、異常を認めたときは、速やかに適切な処置を行うとともに、速やかに発注者に報告して指示を受けなければならない。

(1) 検体名

「鴨田農業集落排水処理施設 処理水」

「鴨田農業集落排水処理施設 流入水」

「石田本郷農業集落排水処理施設 処理水」

「石田本郷農業集落排水処理施設 流入水」

(2) 検査項目

	処理水	流入水
水素イオン濃度	○	○
BOD	○	○
COD	○	○
SS	○	○
窒素（T - N）	○	○

リン（T - P）	○	○
大腸菌数	○	
油分（ノルマルヘキサン抽出物質含有量）	○	○
チウラム		○
シマジン		○
チオベンカルブ（ベンチオカーブ）		○

(3) 実施月 10月・12月・2月・4月・6月・8月

1 3 維持管理基本条件（管路及びマンホールポンプの清掃）

管きよの閉塞防止および管きよを長寿命化させるため、年次ごとに計画的に清掃を行う。別紙3の管路図の管路とマンホールポンプを清掃する。

(1) 清掃の概要

清掃延長 6, 222m

マンホールポンプ 6箇所（中継ポンプ12台）

(2) 受注者は、作業を実施するうえで必要に応じ、道路使用、作業中の道路交通について、関係官公署に届出て、許可を受けなければならない。

(3) 作業にあたり、道路等を汚染させたときは、作業終了の都度、洗浄清掃すること。

(4) 作業は高圧洗浄車にて行い、処理施設の機器や水質に異常が生じたときは、直ちに作業を中止し、復旧に努めること。

(5) 作業中の交通安全確保のため、保安要員を配置し、第三者にもわかるような腕章を着用させること。

(6) 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意をはらうこと。

(7) 作業時は、汚水の逆流を防ぐため、民地の最終柵を開けること。

(8) 民地に立ち入る際は、住民に声をかけ身分証を提示すること。

(9) 路線ごとに報告用の写真を撮影すること。

(10) 作業日程が決定次第、早めに発注者へ報告し近隣住民への周知について文書作成を依頼する。なお、発注者作成文書は、概ね実施予定の30日前までに近隣住民宅へポスト投函すること。
作成枚数においては、受注者の負担とする。

1 4 維持管理基本条件（非常時の勤務体制）

受注者は、豪雨、台風、地震等緊急事態に備えて、勤務時間外の非常呼び出し、または緊急事態に対応できる体制を整備し、契約後速やかに連絡体制表（緊急時）を提出しなければならない。また、停電、水質の悪化、機器の故障等、不慮な事態が生じたときは、速やかに必要な処置をとるとともに、発注者に連

絡し、指示を受けなければならない。なお、処理施設、ポンプ施設の警報は、電子メール等で対応できる体制を備えるものとし、処理場の通報装置においては、受注者・発注者・その他の設定についても、受注者が行う。監視設備更新等があった場合においては、都度協議とする。なお、更新された監視設備については、電子メールのほか、監視画面にて確認をとること。

1 5 維持管理基本条件（委託外費用及び物品、薬品等）

(1) 物品、薬品受入業務

薬品費、光熱費、水道使用料、修繕費等（簡易な修繕は除く）は本委託に含まれない。処理施設の維持管理に必要な消耗品等（塩素剤、ポリ硫酸第2鉄溶液、ガソリン、油脂類、Vベルト、その他）は発注者が負担する。

ただし、し渣の除去に使用する集積袋等の業務に係る用品及び水質測定機器等の薬品補充等については、受注者が負担することとする。

受注者は、施設内に保管してある物品等を適正に管理するとともに、油脂類、薬品等の消耗品についても、常に使用状況を把握し適正管理に努めること。

(2) 薬品等の受入れ業務

ポンプ場・処理場等における農業集落排水用薬品、物品等購入依頼を作成し発注者へ依頼すること。なお、在庫状況を常に把握し、早期発注に努め年末年始等の大型連休に対して、在庫切れのないように管理すること。

(3) 受注者は、ポンプ場・処理場等における農業集落排水用薬品、物品等の受入れ立会い業務等を行うこと。

また、受入時の納品書においては、管理点検報告書へ添付すること。

1 6 保安全管理

(1) 作業に使用する器材は、常に点検し、安全な整備をしておかなければならない。

(2) 作業中安全対策については、関係法規を遵守するとともに、作業者に対する安全教育の徹底を図るなど、事故防止に最大限努めること。

1 7 支払い

支払いは毎月払いとする。

1 8 損害賠償及び補償

(1) 受注者は、施設の工作物に損傷を与えたときは、ただちに監督員に報告し、その指示によるとともに、速やかに原形に復旧させなければならない。

(2) 受注者は、作業にあたり万一受注者の責により、第三者に損害を与えた時は、復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

19 検査

- (1) 検査は受注者の提出した報告書等に基づいて行う。なお、これに要する費用すべて受注者の負担とする。
- (2) 検査は、川越市上下水道局契約規程及び契約書等により行う。

20 その他

- (1) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
- (2) 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ月額を記載するものとする。
- (3) 受注者は、業務を遂行するにあたり、機器等に損害を与えないよう十分注意し、万一損傷の場合は、発注者側の責に帰する場合を除き、その賠償の責任を負うものとする。
- (4) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (5) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。
- (6) その他特に定めのない事項について質疑を生じたときは、その都度発注者と受注者とが誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとする。

以 上

① 機器の点検について（主なもの）

機 器	鴨 田	石 田 本 郷
流入マンホールポンプ	No. 1、No. 2	
スクリーンユニット	ドラムスクリーン 脱水機、循環ポンプ	ドラムスクリーン 脱水機、循環ポンプ
流量調整ポンプ	No. 1、No. 2	No. 1、No. 2
ばっ気攪拌機	No. 1	No. 1、No. 2
散気装置	No. 1	
ばっ気ブロワ		
沈殿槽：汚泥引抜ポンプ	No. 1、No. 2	No. 1、No. 2
散水ポンプ		
放流ポンプ	No. 1、No. 2	No. 1、No. 2
鉄溶液注入ポンプ	No. 1、No. 2	No. 1、No. 2
ばっ気沈砂ブロワ		
後ばっ気ブロワ		
汚泥濃縮槽ブロワ		
汚泥貯留槽ブロワ		
サンプリングポンプ		
脱離液ポンプ	No. 1、No. 2	No. 1、No. 2
各給排気ファン		
電動弁各種		
汚泥改質機構	ポンプ、ブロワ、電動弁等	ポンプ、ブロワ、電動弁等

② 作業、状況確認等

機 器	作 業 （ 鴨 田 ）	作 業 （ 石 田 本 郷 ）
流入マンホールポンプ		
スクリーンユニット	し渣の除去（週 2 回以上）	し渣の除去（週 1 回以上）
バイパス、オーバーフロー水路	し渣の除去（必要に応じて）	し渣の除去（必要に応じて）
ばっ気沈砂槽		
流量調整槽	水質等確認	水質等確認
汚水計量槽	越流状況	越流状況
ばっ気槽	水質等確認	水質等確認
後ばっ気槽	水質等確認	水質等確認
沈殿槽	水質等確認	水質等確認
サンプリングポンプ槽		
消毒槽	消毒剤補充	消毒剤補充
放流ポンプ槽		
脱離液ポンプ槽		
汚泥受槽		
汚泥循環槽		
汚泥接触槽		
汚泥濃縮槽		
汚泥貯留槽		

※全て状況確認あり

① 機器の点検について（毎週行う項目以外）

機 器	鴨 田	石 田 本 郷
流入マンホールポンプ	No. 1、No. 2	
流量調整ポンプ	No. 1、No. 2	No. 1、No. 2
ばっ気攪拌機	No. 1	No. 1、No. 2
散気装置	No. 1	
ばっ気ブロワ		
沈殿槽：汚泥引抜ポンプ	No. 1、No. 2	No. 1、No. 2
散水ポンプ		
放流ポンプ	No. 1、No. 2	No. 1、No. 2
鉄溶液注入ポンプ	No. 1、No. 2	No. 1、No. 2
ばっ気沈砂ブロワ		
後ばっ気ブロワ		
汚泥濃縮槽ブロワ		
汚泥貯留槽ブロワ		
サンプリングポンプ		
脱離液ポンプ	No. 1、No. 2	No. 1、No. 2
各吸排気ファン		
電動弁各種		
中継ポンプ	No. 1～No. 8	No. 1～No. 11
全窒素・全リン・COD計		
非常用エンジンポンプ		

② 作業、状況確認等

機 器	作 業 （ 鴨 田 ）	作 業 （ 石 田 本 郷 ）
流入マンホールポンプ	絶縁抵抗測定	－
自動微細目スクリーン	絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定
ばっ気沈砂槽	ブロワの絶縁抵抗測定	ブロワの絶縁抵抗測定
流量調整槽	ポンプ、水中攪拌機の絶縁抵抗測定	ポンプ、水中攪拌機の絶縁抵抗測定
汚水計量槽	排気ファンの絶縁抵抗測定	排気ファンの絶縁抵抗測定
ばっ気槽	ばっ気攪拌装置の絶縁抵抗測定	ばっ気攪拌装置の絶縁抵抗測定
後ばっ気槽	後ばっ気ブロワの絶縁抵抗測定	後ばっ気ブロワの絶縁抵抗測定
沈殿槽	汚泥掻寄機の絶縁抵抗測定	汚泥掻寄機の絶縁抵抗測定
散水ポンプ槽	ポンプの絶縁抵抗測定	ポンプの絶縁抵抗測定
サンプリングポンプ槽	絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定
放流ポンプ槽	絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定
鉄溶液貯留槽	絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定
脱離液ポンプ槽	絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定
汚泥受槽	ポンプ、ブロワの絶縁抵抗測定	－
汚泥循環槽	ポンプ、ブロワの絶縁抵抗測定	－
汚泥濃縮槽	ブロワの絶縁抵抗測定	ブロワの絶縁抵抗測定
汚泥貯留槽	ブロワの絶縁抵抗測定	ブロワの絶縁抵抗測定
中継ポンプ	絶縁抵抗測定、通信確認	絶縁抵抗測定、通信確認
全窒素・全リン・COD計	試薬の交換（必要な場合）	試薬の交換（必要な場合）
非常用エンジンポンプ	稼働確認	－
その他	各給排気ファンの絶縁抵抗測定	各給排気ファンの絶縁抵抗測定

※全て状況確認あり

管路及びマンホールポンプ清掃箇所（参考図）

管路約6,222m

マンホールポンプ 6箇所

